

## 令和3年会津美里町議会定例会7月会議

議事日程 第1号

令和3年7月14日（水）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第4 議案第50号 会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第5 議案第51号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）

第6 議案第52号 会津美里町郷土資料館（仮称）改修工事請負契約について

第7 議案第53号 会津美里町郷土資料館（仮称）施設備品購入契約について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	野中寿勝君	9番	横山義博君
2番	村松尚君	10番	佐治長一君
3番	小島裕子君	11番	根本謙一君
4番	渋井清隆君	12番	根本剛君
5番	堤信也君	13番	山内須加美君
6番	鹿野敏子君	14番	横山知世志君
7番	鈴木繁明君	15番	石川栄子君
8番	星次君	16番	谷澤久孝君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
代表監査委員	鈴木英昭君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和3年会津美里町議会定例会7月会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 日程に入ります前に諸般の報告を行います。

説明員の報告は別紙のとおりです。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

11番 根本謙一君

12番 根本剛君

の両名を指名いたします。

---

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第11号、議案第50号から議案第53号の計5議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和3年会津美里町議会定例会7月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案4件の提案理由を説明申し上げます。

初めに、報告第11号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年2月15日に主要地

方道会津若松一三島線に設置していたスノーポールが車道側に傾斜していたことにより、通行中の車両が接触する自動車物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金2万8,259円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第50号は、会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されたため、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削るものであります。

次の議案第51号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,589万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億9,646万6,000円とするものであります。

次の議案第52号は、会津美里町郷土資料館（仮称）改修工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第53号は、会津美里町郷土資料館（仮称）施設整備購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 許可します。

○12番（根本 剛君） 気づいていないみたいですが、今の第53号の郷土資料館（仮称）施設備品と、備品が抜けておったと思うのですけれども、その辺取り計らいをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 町長。

○町長（杉山純一君） 大変失礼いたしました。施設備品購入契約についてでございます。失礼をいたしました。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○報告第11号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め

ることについて)をご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧願います。本件は、令和3年2月15日、主要地方道会津若松―三島線におきまして、スノーポールが車道側に傾斜していたことによる自動車物損事故が発生いたしました。その後、令和3年7月7日、町内在住の〇氏を相手方といたしまして、2万8,259円を支払うことで示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(谷澤久孝君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷澤久孝君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号を終了いたします。

---

○議案第50号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷澤久孝君) 日程第4、議案第50号 会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、児島隆昌君。

〔町民税務課長(児島隆昌君)登壇〕

○町民税務課長(児島隆昌君) 議案第50号 会津美里町手数料徴収条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、提出案件資料の1ページ中段、参考資料、新旧対照表1ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明申し上げます。本案は、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、会津美里町手数料徴収条例に係る所要の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、同機構は個人番号カードの発行に関し、手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができることが新たに規定されたことから、個人番号カードの再交付手数料の項を削ることとしたものでございます。

なお、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 法律改正に伴った部分で手数料条例のほう削除されることについては理解するのですが、実際の運用に当たってなのですけれども、実際に市町村に委託されるということであれば、手数料の額、機構のほうで決められるわけですけれども、額に変更があるのか。結局やはり再交付を求める申請あった方に手数料がかかるわけですよね、実際には。ですから、それは今800円から変更あるのかどうかというのと、そのお金はどのようにして、委託されるのですから、機構と委託契約を結ぶのでしょうかけれども、どのような流れで実際に運用されるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまのご質問でございます。額の変更等についてでございますが、現在機構のほうと、それから国のほう、総務大臣の認可を受けなければならないという形になっておまして、8月中旬頃までには一応確定するというところで流れてございます。

なお、機構と市町村の契約に関しましても8月中旬をめどに契約を交わすというような流れになってございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） まず、1点は、まだその運用面がきちっとしていないのに、もう先に条例で削除してしまうということについて、果たしてそれでいいのかどうか、もう少し道筋がきちっと決まった時点で、今回臨時の会議ですけれども、提案するのであればもう少し状況がはっきりした段階で削除するという提案をすべきではないかというのがまず1点です。

あと、まだ想定がはっきりしていないのですけれども、実際には町民の方から手数料をもらうわけですよね。そうすると、町としてはやはりその事務に関して経費がかかるわけですが、人件費を含めて。そういったものについては、きちっと町のほうに入ってくるのかどうか、そこをお聞かせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまのご質問でございますが、まず先ほどの額の確定自体の問題でございますが、現在800円ということで設定をされておまして、その同額で一応進めているということで通知は流れてございます。ただ、はっきりした決定ではございませんので、まだはっきりとはしていないと。ただ、8月中にはその部分は確定はするのだろうというふうに一応見ております。

なお、今回の改正については9月1日からということで、実際には、もし9月議会等に提出することになりますと、9月1日からその議会上程、決定までの期間、この辺についてはどうするのかという問題もございますので、まず通知自体が流れたのが5月に入って後半のほうでした。この改正が行われるということで、各町村で手数料条例が制定されているところについては改正が必要だということで、国のほうから指導の通知が流れていたということでございます。それに併せまして早め

に改正を行った市町村もあるようでございますが、本町におきましては確定ではないと、その法律自体の公布がまだされていないということでしたので、今回はその段階では一応見送りをさせていただきまして、その後のいろいろな通知の中で額の変更も行わないような形で進めているというような流れを確認をさせていただいたので、今回提出をさせていただいたということでございます。

経費等についてでございますが、実際には町のほうで事務を行っておりますけれども、本来受付、申請受付と、それから交付の事務、それ以外の事務につきましては機構のほうに全て委任をしているというような形になります。委任した部分に係る経費については、機構のほうから町に対して交付金の請求が来ると、それに対して町は交付金を交付しまして、その関係事務に係る経費については国のほうから補助金をいただくというような流れになっておりまして、今回の再交付手数料に関しましては、実際には原資として800円ほどの経費がかかっておりますので、その分について機構のほうには交付金として支払いますけれども、国に対しては、その再交付に関しては補助金の対象にならないということになりますので、町としましてはその分、かかった分については手数料を設けまして徴収をしていたということになります。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 要するに町としての経費分については、きちっと機構に払う分は払う、事務経費として必要な分はもらうということをきちっと整理しないとしようがないのですけれども、そのもらう分についてどのように今想定しているというか、そこが流れ的にはっきりしていないというのが、やはりもう少し制度としてきちっとルールづくりが明確になってからの削除条例というか、改正の条例を上げないと、実際に中身が決まっていないのはちょっと理解しにくいのですけれども、幾ら、では町に入ってくるのか、その入ってきたお金はどのような流れで町の収入として捉えられるのか、そこを教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 経費の関係でございますけれども、関連事務に関しましては、機構のほうに、まず交付金の請求がありまして、町のほうから交付金を交付すると。それに関しまして、全体的な関連事務に係る補助金の請求を町が国に請求をいたします。その際に、先ほど申し上げましたように、再交付手数料に関しましては補助金の対象外であるというふうにされておりますので、その分を除いた分の経費以外の全ての関係経費については補助金の対象になるというような形になってございます。ですので、経費そのもの自体の中の再交付手数料等については免除するというような自治体もございますけれども、町に関しましては、再交付手数料に関しましては、手数料条例に基づきまして徴収をさせていただきまして、実際にかかる経費、交付金の請求が来た場合にその分を機構のほうにお支払いをしまして、町はその分に関する部分を除いた部分で実際の町負担分、その経費については国のほうから補助金をいただくというような流れになってございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 今の説明聞いていても、いまいち分かりづらいのです。手数料の経費が補助金の対象外だと言いながら、一定程度の経費がかかった分は補助金として請求するとか、それから今度機構のほうからの交付金の申請があったときに、それを町でお支払いする、それは800円なのか、その委託契約の中で、その中に本町としてのこちら側の経費が引かれた分が納付というか、支払われるということなのか、何かいまいち幾ら聞いてもなかなか理解し難いところがあります。いずれにしても、中身がしっかり構築されていない中で今のような説明をされても、本当にこれで議決してしまっているのかなということも思うところですけども、その辺はどのように理解していますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 先ほど来からの質問でございます。説明がちょっと不足していたのかなというふうに思いますので、簡単に概略を申し上げますと、この個人番号カードの関係の関連事務については市町村が行うような形になっておりますが、全てが市町村で行うことができないので、機構のほうに一部もしくは全部を委任することができるという形の流れになってございます。機構のほうに委任した部分については、機構のほうからこの仕事をしましたよという形で市町村のほうに交付金の請求が来ると。それに関しまして、町としては全体の事務自体を町が行うことになっておりますので、補助金の請求はその全体事務に関して国に請求することになりますが、再交付手数料に関してだけは、あくまでも個人の理由によってそのカードを作成しなければならない、要は経費がかかってしまうということなので、その分に関しては補助金の対象にはしていませんよということなので、補助金の申請をする際にはその分は除いた形で国に申請してくださいねというような流れになっているということでございますので、システムが構築されていないということではなくて、しっかり構築はされているのですけれども、今までは実際には機構のほうでカードを作って、そして市町村のほうに送り返ってきて本人に交付するというような形の流れになっているのですが、原資そのもの自体は800円程度かかるということで、それに関しましては市町村でかかる経費について、市町村で見分については免除としてやってもいいし、手数料条例を設定して、手数料で取ってもいいというような形で国は市町村のほうに委ねていたというような流れになってございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かったような、分からないようなことで、本当に戸惑っているのですけれども、つまりこれ再交付していただく我々町民のほうから見ると、800円は少なからず同額で想定されているようなのですけれども、あくまでも受けるほうは800円で済まされると。ただ、行政と機構の中で、あるいは国との関係で、その補助対象外の事務経費と、その部分がすごく分かりづらいのです。その部分は補助対象外だとか、そのほかにかかる事務経費は補助対象だと。では、機構側に支払う額は800円が変わらないと。その関係性がすごく分かりづらいのです。補助対象外と対象内になる。それは事務手続上どういうふうに分けられるのかなと、そこがちょっと分かりづらいのですけれども、皆

さんお分かりでしょうか。私は、ちょっと分からないのです。いかがでしょう。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 分かりづらいということでございますが、例えて申し上げますと、会津美里町で関連業務に係る経費が全体で1万円だったと。その部分の中で、機構に委任をしている部分が5,000円だったということの場合、全体的には経費として1万円がかかっているのだけれども、機構からの交付金に関しては、その5,000円分を機構にお返しをするというような形で交付金で交付する。その5,000円分の中には再交付の800円分が含まれていると、5,000円の部分、800円が含まれているのですけれども、美里町の場合は全体の1万円を今度は国のほうに請求するのではなく、1万円から800円分だけを除いた分だけの補助金の請求ができるという流れです。だから、全体としては1万円の事務経費がかかったのだけれども、その中の800円分の再交付手数料部分だけは国に対する補助金の申請に関しては除いた形で申請をする。機構には、その800円分は含めて機構には交付をするというような流れです。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星次君） 再確認しますが、そうすると再交付の申請をした方については、町は例えば今まで800円もらっていたのを800円はもらわないで、町負担にして、その分は再交付者はゼロというふうな、手数料はかからないということで理解してよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 取らないということではなくて、今回は手数料条例で800円を再交付手数料として取って取りましたけれども、これからは機構が直接というか、発行主体という形になりますので、機構がその再交付手数料自体を定めて、額を定めて、総務大臣の認可を受けて、その800円なり、まだはっきりはしておりませんが、その手数料をいただくというような形になりますが、実際には機構は各町村の窓口にいるものではございませんので、各町村にその徴収の業務を委託することができるということの流れでございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星次君） そうすると、機構から請求あった分については全て払うということですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 全て請求ということではなくて、再交付手数料がかかる事案というのがございまして、市町村もしくは機構等でその業務を行っている最中に破損してしまったとかいうことでやる場合、もしくはその関係機関等で行っている段階でそのカード自体が使えなくなってしまうとかという場合、もしくはあと記載事項欄がなくなったとか、要は本人の責任に基づかないものに関しましてはその手数料自体は該当しないのですけれども、自分の責任によってそのカード自体が使えなくなって、再交付しなければならないといった場合については料金の徴収の対象になるということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星 次君） そうすると、個人で故意に紛失した場合でも機構に委託するのでしょうか。だから、機構には町は支払うことになるのではないですか。その分を含めて機構に支払うというふうな課長の今の答えみたいですが、その辺再確認で最後お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 機構に支払うというふうな話でございますが、まず本人がカードをなくした場合とか、そうした場合には各市町村のほうの窓口のほうにいらっしやいまして、再交付の手続をしたいという形になるかと思えます。その中で、紛失をしてしまったと、盗難の届けを出してきましたというような証明が取れば、それに関しては手数料の徴収に該当はしないというような形になりまして、機構のほうでもその分に関しては料金を取らないという形で交付するという形の対応になります。

○議長（谷澤久孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第51号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第51号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）

を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第51号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料3ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正でございます。よろしくお願いたします。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,589万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,646万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。3枚おめくりください。3ページでございます。3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入であります。19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億4,589万5,000円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億4,589万5,000円の補正増につきましては、64歳以下の対象者等に対する新型コロナウイルスワクチン接種を11月末までに終える体制を整えるため、12節の新型コロナウイルスワクチンコールセンター委託料794万8,000円、同じく集団接種委託料1億3,794万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出一括しての質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 歳出のほうでお願いいたします。この接種事業についての10月以降のコールセンター委託経費というふうに書いてございます。今現状を見ますと、国からのワクチンの供給が不透明な部分が出てきているというふうに思われます。当初の計画からすると、随分ぎくしゃくしている部分がございます。幸い本町は順調に集団接種も含めて進んでいるようですけれども、この補正予算を組む予定として、11月末までに接種完了を予定している旨のチラシも出ていることから、今の実態、状況、国の状況も含めて、所管としては町で想定している11月末までに完了できるというふうに現状では言えるという認識なのでしょうか。私は、大変不透明さが出てきているのではないかなと思って、ちょっと懸念しているのですけれども、その辺の認識を伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今後の認識という部分についてでございますが、今現在、議員ご指摘のように、国のほうでワクチンの配分が滞っているという状況にあります。町のほうに対しましても、今現在ワクチンの配分については8月中旬までの分が示されているというところでございます。8月中旬まででおおむね3箱、回数分で行きますと約3,500回分のワクチンが8月中旬までに来るところは示されております。では、それ以降の分はどうかという話になりますと、今報道等にも出ておりますとおり、国のほうが調整して都道府県に配分し、その後市町村に配分されるという流れになっておりまして、明確にいつ、幾つ来るということは示されておられません。ただ、町としましては、国、県の11月末、希望者の接種終了ということがございますので、それに対応できる体制は取っておかなければいけないということで、今回予算を計上させていただいたというところでありますので、ご理解願います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 分かりました。

では、もう一点伺います。そうしますと、あとはいつ来るかは言っていないということからしても、私はいろんなところで想定をしておく必要があるのだろうというふうに思います。当然対策室も期限を持って設けられております。特に今若者に早く接種をしてあげるべきではないのかという議論も出てきておりますから、本当に願わくば早く進めていってほしいなと思います。57歳以下の場合、この案内チラシを見ますと、7月26日以降、医療機関の予約枠を考慮しながら順次送付しますとなっています。当然これとて、今の段階で、先ほどの説明からすると、大丈夫なのかなというふうに思わなくはないのですけれども、最後にこの出してあるチラシのことに変更がないのか、これはこれで大丈夫なのか、町民に対してしっかり大丈夫ですよと言える状況なのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 7月1日に出させていただきましたチラシについて、13日の日、既に62歳まで、58歳から62歳までの方につきましては接種券のほうを送付させていただいております。あと、そこに併せて中高校生の接種希望者、あと基礎疾患のある方で先行接種をしたいという希望された方については13日付で送付させていただいております。では、74歳以下の方について、予定どおりどうかという話の部分につきましては、ワクチンの入荷量等もでございます。そういうのをちょっと状況を確認しながら送付して行って、皆様の希望する方に滞りなく接種できるようにしていきたいと考えているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 同じくワクチン接種事業についてお伺いします。

集団接種会場とコールセンターあるのですが、集団接種については期間を今の時点で、いつからと

いうのを、現時点で想定しているのはいつから期間をどのぐらいの期間でやる、予算計上に当たっても想定していると思うので、時期と期間を教えてください。

それからあと、コールセンターについても、10月以降となっていますけれども、いつまで設置を図るようにこの予算は計上したのか、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 2点、集団接種の時期、あと期間、あとコールセンターの期間というご質問でよろしかったでしょうか。

集団接種につきましては、先般町内の医療機関と協議をさせていただいて、決めたところでございます。まず、10月からインフルエンザ接種が始まってきます。やはり町内医療機関においては、インフルエンザワクチンの接種もしなければいけないということで、コロナ対策のほうに重点を置くことは難しいというご意見をいただいたところでありまして、時期としましてはそのインフルエンザが始まる時期、10月末ぐらいから11月末までを集中してやっていく期間というふうに考えております。中身については、この年代の方につきましては勤労者の方がほとんどであることから、土日も想定してやっていくということで考えております。

コールセンターにつきましては、一応今現在9月末まで国の補助金が出ております。その分で契約をしております。今後10月から一応12月までを想定してコールセンターのほうやっていきたいと考えております。11月末までに終わるのではないかと、終わりたいという希望を持っておりますが、やはりやらないと思っていた方が周りの状況でやるというふうになる可能性もございます。その分を若干見て、12月までというふうに想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） コールセンターについては了解しました。

集団接種のほうで、10月末から11月末、1か月、現在集団接種している部分については中抜けというか、間が空いている部分はあるのですが、そういうことは、これから対象も大きいので、なくてずっと進むと、あと医療機関との調整も含めながら、中抜けしないで1か月間みっちりやっていくという想定でよろしいかどうか、確認させてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 期間の件についてでございます。今現在行っている接種につきましては、1回目を2週間やって、1週空いて、2回目を残り2週間ということで、必然的に1回目接種から3週間経過しないと打てないという経過がございまして、こういうスケジュールになっているところでございますが、この57歳以下のほうの10月末から始める部分については、そこら辺もちょっと加味しながら、どれぐらいの日数が必要か、あと対象人数がどれぐらいいるかということをお考えながらちょっとスケジュールを組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 集団接種、土日ですけれども、なかなか1日の処理というか、対応できる能力もあると思うのですが、土日やれば時間外、夕方とか、夜とか、夜といっても極端でしょうけれども、その今までの時間よりも延ばして多くの方に打ってもらうということは考えていらっしゃるのか、最後それをお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 接種時間、対応時間につきましては、今のところ土日を丸々1日ずつ増やす、1日というか、土日を増やすということを想定しておりますので、時間を延長してまでというところは現在考えておりません。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 2点お願いいたします。

今回の予算計上の中で、ワクチン1億3,794万7,000円プラスコールセンター、これ対象人数、実際年齢は分かりましたけれども、対象人数はどのくらいに計上されているのかということが1点と、委託先、前回もお聞きしたときにまだ決まっていないのか公表ということなのですが、多分今現在やっている部分がそれ移行するのだらうと思いますけれども、委託先についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、対象人数につきましては、その集団接種の時期にどれぐらいいるかというのは、はっきりとは申し上げることはできませんが、今回57歳以下で対象となるべき方が7,000人程度いらっしゃいます。要は10月上旬くらいまでは個別接種で対応していただくという形になります。それ以降に残っている方という形になるというふうに思っております。

あと、委託先につきましては、今現在想定しているのは、今集団接種をやっていたいている事業者のほうにできればお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 今の課長の答弁で57歳未満ということなのですが、細かくて申し訳ないのですが、現在やっているのは65歳から74歳ですよ、今現在やっているのは。そうすると、64歳から59歳の間というのは漏れているのではないかと思うのです。それは、どちらに入るのかなというふうに今ちょっと確認したことと、その委託先、会社とか企業とかあるのです。これは何か公表できないのでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいと思うのです。よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） その中間、62歳から58歳の方のことでよろしいですか。その分については、13日付で接種券のほうをもう送付しております。手元に届き次第予約のほうができること

になっておりますので、今現在その分の人数は言わなかったということでございます。対象になる方が全部で、中高生、基礎疾患の方合わせまして、約1,490名ほどいらっしゃいます。すみません。1,481名です。申し訳ございません。58から62歳の方が1,220名になります。内数で1,220名ということになります。

あと、委託業者につきましては、今現在委託している事業者につきましては株式会社日本旅行東北福島支店という業者のほうになります。会場設営等がメインという形で、あとその関係で医師の派遣はまた別なところをお願いしている、中でやっているということでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） もう一点、今説明の中で58歳から62歳なのですけれども、接種券送っていますよね、これは。今回の補正予算ではなくて、もう前回1回やっていますよね。前回の会議の中で進めた、承認している、議決している部分の前の部分の予算でこの年齢層については予算計上するという形になっています。その辺はどちらに入るのですか、この58歳から62歳の方というのは、今回に入るのか、前回なのか、それはどちらなのでしょう。その確認だけお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今現在行っている集団接種につきましては、各個人に日にちと時間を指定しております。62歳から58歳の方につきましては、あくまでコールセンターの予約という形になります。今集団接種やっている方は、全て日時を全部指定していますので、そこに割り込ませるということではできませんので、昨日送った方についてはコールセンターということになります。個別接種、要は町内の医療機関で接種していただくということになります。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 先ほどワクチン8月中旬まで3,500回分という説明があったのですけれども、今説明聞いていまして、中高生、基礎疾患持ってられる方が1,481人で、62歳から以下が、58歳まで、それが約2,700名、今現在63歳、64歳の方々がワクチン接種受けているわけですよね。この8月中旬までの3,500回分というのはいつからいつまでの話をしているのですか。今現在やっている部分も含めての話ですか。それだと完全に、今説明の中では、今コールセンターに申し込んでも接種できない方がかなりの数出てくるような計算になるのです。その辺ちょっと詳しく説明してください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 先ほど申し上げました3箱、8月中旬というものにつきましては、8月中旬に入ってくるもの、国のほうから渡される見込みのものが3,500回分ということで、今現在手元のほうにワクチンのほうはございますので、その分で対応できるというふうに考えているところでございます。数のほうはどれぐらいか、ちょっと今手元に資料持っていなかったもので、申し訳ありま

せんが。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） では、今ほどの、要は集団接種2回分の、2回目の、それと62歳、63歳、64歳分等を含めて、基礎疾患、中高生の申込みあった方の部分については、今現在ある在庫で何とかできるという判断でよろしいのですね。

もう一点ですが、そこで集団接種、今後また行う予定でいますけれども、その集団接種会場はどういったところを想定しているのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、1点目の中高生、基礎疾患、あと58から62歳の分について、できるという判断かということで、対応できるものと考えております。

あと、集団接種の会場についてですが、理想はじげんホールで行うのが一番理想だとは思っております。ただ、この後いろいろ事業等も入っておりますので、そこら辺は調整させていただきながら、最適な場所を選んでいきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 集団接種会場、じげんホール今やっていますので、それが一応、ベターかどうかは分かりませんが、いいのかなとは思いますが、ただこれから災害時期、台風時期等々になってきたときの場合も想定しながら、その辺は設定していかなければならないと思うのです。

それと、両沼医師会であったり、地元の厚生病院だったり、地元のクリニックの先生方とも十分に話をしながら、今現在は、これが本当に使えるかどうかというのはちょっと分からないですけれども、今厚生病院である精神科病棟というのは今なくなっているはずですよ。そこは結構広いスペースがあるのだと私はちょっと思っているのですけれども、そういった部分なんかも活用できないかどうか、その辺具体的に話合いの中にそういった部分がのっているのかどうか、その辺を確認したいと思うのですけれども。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、1点目の会場、これから秋口になってくると台風等、災害のおそれもあるというご指摘、国、県のほうからもやはりそういった避難所等になっている場合の対応ということは通知されております。そういうのを踏まえながら、どういうふうにやっていくかというのは検討させていただきたいと思っております。

あと、接種会場の高田厚生病院の施設の利用という点につきましては、具体的にまだ話をしたことがございませんので、今後医療機関のほうと何度か打合せをしていきたいと考えておりますので、お話をちょっとしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時53分）

---

再 開 （午前11時10分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

---

○議案第52号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第52号 会津美里町郷土資料館（仮称）改修工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第52号 会津美里町郷土資料館（仮称）改修工事請負契約についてご説明いたします。

議案書4ページ、提出案件資料2ページ上段、提出案件参考資料2ページを御覧ください。本案は、

会津美里町郷土資料館（仮称）改修工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、会津美里町郷土資料館（仮称）改修工事で、工事の内容といたしましては、既存の新鶴庁舎を郷土資料館、仮称ではございますが、郷土資料館として活用するための改修工事で、主な内容は提出案件資料に記載のとおりです。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式であります。

契約金額は、2億7,126万円です。

契約の相手方は、福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西708番地9、株式会社東北入谷まちづくり建設、代表取締役、小野太成であります。

なお、提出案件参考資料2ページを御覧ください。今回の入札は、総合評価落札方式であり、予定価格のほかに調査基準価格及び失格基準価格をあらかじめ設定しておりますが、今回の入札額が調査基準価格を下回ったため、右上に記載のとおり、低入札価格調査対象工事となりました。入札結果の下の表中、左から7列目の評価値算出価格につきましては、入札額が調査基準価格を下回った場合には、入札額を調査基準価格に置き換えて評価値を計算しております。この調査基準価格については、町の要領により非公表であるため、評価値算出価格の欄は空欄としております。

なお、低入札価格調査を実施しましたところ、仮囲いや足場等の手持ち資材を持っていること、手持ちの機械設備の状況、資材購入先等との長年の取引関係から各資材の安定的な価格での調達ができること、そして新鶴庁舎建設時の施工業者が旧入谷建設工業であるため、施工図等を保管し、改修調査費の削減が可能であることなどから、この入札価格でも工事施工が可能であるとのことでした。

また、主任技術者、管理技術者の同等以上の資格者2名を配置し、さらには技術者1名を配置して効率的な施工体制を整えるとともに、高い品質管理や長年の信頼と実績による協力会社等の全面的な協力体制により施工が可能であることを確認したところです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 2点お願いしたいと思います。

まず、提出案件資料のほうで、工事の内容の2行目、外部改修（屋根カバー工法ふき替え改修）というふうになっています。これは、どういうことを意味しているのか、まず1点。

2点目は、参考資料のほうで、総合評価落札方式（特別簡易型）となっております。特別簡易型とはどういうことなのか。2点についてお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの提出案件資料の内容についてのご質問でございますが、外部改修の屋根カバー工法ふき替え改修というものについてでございますが、現在の屋根の上にカバーをするような工法となっております。今の屋根を全部剥がしてふき替えるのではなく、今ある屋根の上にカバーをするような工法ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、2点目の質問でございますが、総合評価落札方式、特別簡易型とはどういうことかということでございますが、まず総合評価落札方式でございますが、価格のみで評価する、いわゆる入札方式とは異なりまして、価格に加えまして、価格以外の要素を含めて総合的に評価する方式のことでございます。それでは、その価格以外の要素でございますが、まず企業の技術力、2つ目としまして、配置される予定の技術者の技術力、3番目といたしまして、地域社会におきます貢献度、この3つを含めて総合的に判断するものでございます。

それでは、美里町といたしましては、その総合評価落札方式の中の特別簡易型ということで用いております。それでは、その中身でございますが、本来総合評価落札方式につきましては、建設事業者の技術的な能力を適切に審査をいたしまして、価格と品質で総合的に判断する制度でございます。しかしながら、小規模な自治体、例えば町村におきましては、その技術力を評価する体制の整備というのがなかなか困難であるため、その技術のその評価の仕方を工事の例えば実績で、技術者の技術力につきましても、そういった工事の実績等によりましてそれを判断すると、評価をするという制度でございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点目ですけれども、どういうことでそういう必要性が出てきたのか、お願いします。

2点目ですけれども、特別簡易型、わざわざこういうふうに書き込んでありますけれども、今まであったのでしょうか。私見落としていたのかもしれませんが、今の説明は初めて伺ったというふうに思っていますので、説明の内容は分かりましたけれども、今までもこれは度々こういうことでやってきて、書き込み、しっかり載せてあったのかどうなのか。2点お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 屋根についてでございますが、新鶴庁舎ができてから20年以上たっておりまして、かなり老朽化も進んでおります。当初ありました雪止め等も落ちていたり、いろいろとそういった破損の部分も見られますので、ただ屋根を全部一度むくというのはなかなか大変な工事でございますので、今ある屋根にカバーをして、しっかり雨漏り等をしないようにというようなことで、屋根カバー工法ということで屋根の工事をするところになってございまして。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、2問目でございますが、この方式につきましては、平成21年度から採用をしておるところでございます。これにつきましては、毎年1件から2件程度、対象工事といたしましては5,000万以上の工事に対しまして、例年1件から2件程度を指定をいたしまして、この方式でやっているということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 今若干説明ありましたが、再度この採用した契約方法、これの、担当課長のほうからる説明ありましたが、一番今回の契約について採用した理由を再度もう一度お伺いしたいことと、あと参加業者、入札業者というのは何社なのか、これ3社で終わりなのか、ほかにあったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまおただしの前半部分だけ私のほうから説明させていただきます。

この総合評価落札方式でございますが、これは毎年4月の上旬に資格審査委員会という、内部でそういう審査会がございます。その中で、当該年度に実施されます工事費5,000万以上の工事の中からおおむね1件から2件程度を選定するというようなことございまして、今回この工事がこの総合評価方式ということで、そのときに選定したということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 2点目の入札への参加業者でございますが、こちらに記載してある3社でございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 最初の部分で、総務課長が答弁あった資格審査委員会の中で毎年1件か2件と、その基準というのは町のほうで決めているものなのかどうなのか、まずそのことと、先ほど教育文化課長が話した中で、新鶴庁舎はそもそも会社、入谷さんがやっていたということもあって、図面も持っている。往々にしてこの話は、ほかの自治体でもいろいろ聞いていますが、果たしてこの扱いとして、町のほうでも図面持っているわけですから、その辺については何かお話を聞きますと、自動的にその会社に行くようなふうにもちょっと私は受け取ってしまうのです。そういう意味では、今回の採用契約方法もいいでしょうけれども、やっぱりこの問題はダンピングとか品質の問題だとか、いろいろ懸念されるので、この入札方式は考えられたと思うのです。だから、最低制限価格制度を設けるというのも一つの方法なのかなと思うのですが、その辺については審査会の中になるのか、どこで、庁舎の、庁内の中で検討されたのかどうか、その点併せて2件お伺いをしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、選定の基準があるのかということでございますが、まず先ほども答弁で申し上げましたが、まずは5,000万以上の工事に対象としております。それでは、5,000万以上、毎年何件かございますので、その中で、今までの過去の例ですと、やはり工事費、事業費が一番高いものをある程度これまでは選定したという経過がございます。まず1点でございます。

入札制度の中でございますが、先ほど教育文化課長のほうから図面という話がありました。この調査に当たっては、いろんな11項目にわたって各担当課のほうで聞き取るという内容でございます。その一つとして、そういった図面があるために、本来であれば施工に入る前に現場なりを調査をするということがございますので、そういったことが図面があるという一つの、ありますので、過去の実績も含めてそういった現場の確認が容易であるというのが一つの対象となるものと思っております。ですから、それをもって、これが適正だということではなくて、そのほか11項目にわたって聞き取りをいたした、総合的に判断した中で大丈夫だろうということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

あと、ダンピングの話でございますが、まず冒頭教育文化課長のほうで説明あったように、今回はこういった制度を設けておりますので、ここの中には調査基準価格も設けておりますので、その価格以下になった場合についてはこういった低入札の調査を設けるということになっておりますので、その中で調査をした結果、適正な施工が大丈夫だろうということを確認して契約に至るという内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） では、最後1点です。今評価基準価格の中の算定の中で非公表ということで説明ありました。これは、基準の中で、説明の中で非公表ということもルールとして町のほうで説明されておりますけれども、私は素人として、やっぱり透明性からいけば、何らかの形で、どこかの形で、事後でもいいのしょうけれども、公表するという形のもの、なぜこれ非公表にするということが、くどいようですけれども、透明性の面からすれば、これはやっぱり検討する余地があるのではないのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご指摘もとてもだと思っております。今般の入札制度全体的な現在見直しを行っております。その見直しの中で、こういった最低制限価格とか、そういった問題も見直す予定になっておりますので、この点につきましてもぜひこの検討の中で今入札制度見直しを行っておりますので、その中で検討を行っていきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） まず、1点目、参考資料の中のちょっと小さくて見づらいのですけれども、加算点ありますね。加算点の項目とか、要件は先ほど総務課長が数点しゃべったと思うのですけれども、その中身、項目を教えてください。

それと、右端の評価値の算出方法は非公表というか、今のありましたけれども、若松市なんかはちゃんと算出方法を出してあるので、ちょっと似通っていますので、その評価値の出し方をどういう計算方式でやられているのか、それを2点、まずお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの加算点でございますが、加算点の内容といたしましては、企業の技術力、実績や経験等に対する評価というものと配置する予定技術者の技術力、実績、経験等に対する評価、あとは企業の地域社会に対する貢献度の評価ということでなっておりますが、具体的にそれぞれの加算点については公表をしておりませんので、数字としてはここではお答えできないものでございます。申し訳ありません。

〔「はっきりしない。言葉、語尾が最後聞こえない。」という人あり〕

○教育文化課長（松本由佳里君） 加算点についての具体的な数字については、ここでは公表はできないものでございます。

評価値算出価格につきましても算定式や値については……

〔「評価値」と言う人あり〕

○教育文化課長（松本由佳里君） すみません。評価値につきましてはそこに記載のとおりで、評価値算定価格……すみません。標準点プラス加算点の（A）という部分を評価値算出価格（C）、これで割りまして、そこに100万を掛けたものでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 評価項目は3点です。課長がおっしゃったのは3点ですね、項目。これ10点満点とか、そういう、7.5、6.0ですから、10点満点方式で取られているのか。そして、若松市追手町の方と若松市内の門田一ノ堰の方が差が1あるのです。この差というのはどういうことなのでしょう。同じ若松市内の企業でありますから、同等の加算点でよろしいかと思うのですけれども、なぜ1.0が高くなっているのか、その理由をお知らせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほど3点ほど、企業の技術力、技術者の技術力、そして地域貢献度ということでお話を申し上げましたが、この3つの中に細かい評価項目が幾つかあります。それぞれやはりその会社さんによって点数が変わりますので、同じ会津若松市に所在しております会社であつても点数が変わるということがございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 先ほど総務課長の説明では、過去に図面を持っているからと、あと実績、あと技術力ということなのですけれども、これ二十数年前の会社は単独でありましたけれども、ここ数年ちょっと、東北さんと対等合併したのか、吸収合併したのか分かりませんが、吸収合併と私は認識

しておるのですけれども、その過去の経験は単独で、あれだったら坂下のI建設ですか、図面とか実績とおっしゃいましたけれども、最近においては合併した会社ですから、その点はやっぱり実績とかは、そういうのマイナス点に持っていてもよろしいかと私は思うのですけれども、見解の相違ですから、それはしようがないと思いますけれども、その辺ちょっと、あと分かりやすく教えていただきたい。

それで、入札額が最低の価格だった方ですが、評価値で判断されて東北入谷さんになったという背景ですけれども、そこら辺、総合評価方式ですと、ある程度はやっぱり地元企業の育成という感じからしても、さらにはあと税金を町に納めていただくという立場上もありますから、なぜ加算点、評価値の中で2番手になったのか、その算出方法は公表できないという理由でありますけれども、地元業者が2番手になったと、その最終的な判断はやはり過去の図面を持っているとか、企業の技術力、あとは配置する技術者、そういうのを調査した結果、こういう結果になったのか、その辺お伺いして終わります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございます。まず、1問目でございます。この調査の内容でございますが、先ほどから新鶴庁舎の図面というお話が出ております。ただ、この図面を持っているからイコールできるということではなくて、説明しておりますが、11項目にわたって調査をしております。1つは手持ち資材の状況、例えばどのくらいの資材を会社が持っているのかとか、機械をどのくらい持っているのか、そこの項目の中の一つとしてそういった図面も持っていて、そういった過去の実績もあるということも判断して、総合的に判断して、大丈夫だろうということで判断したものでございます。

次の評価の方法でございますが、まずこの総合評価方式につきましては、価格のみならず、その他の要素を含めてということで説明させていただきました。なので、過去の工事の実績等を加味、例えば工事の実績、あと技術者の実績、さらには地域の貢献度ということでやっております。議員おただしのように、この制度は地元のほうがある程度有利な状況になります。いわゆる地域への貢献度というのは、例えば町内でのボランティア作業とか、そういったものも含まれますので、ですから、ではなぜ地元企業が落札できなかったのかということで申し上げますと、先ほど教育文化課長のほうから説明あったように、評価値の計算の中で加算点につきましては、地元の業者につきましては7.5、今回の落札されました東北入谷につきましては7.0ということで、加算点につきましては地元企業のほうが大きかったということでございます。しかしながら、入札額を見ていただきたいと思いますが、この入札額とその標準点と加算点のこの両方をもって算出すると、結果的には2番になったということでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） この方法を採用する場合には、自治体では注意しないとならないということで、決定するに当たっては学識経験を有する者の2名の意見を聴取して決定するということに注意しなければならないということになっているのですが、その辺の経過というか、形としてはどうだったのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、学識経験者2名ということでここは必要でございます。町といたしましては、現在会津若松建設事務所の職員の方にこの2名の方を、会津若松建設事務所の職員の方をお願いしているという中身でございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） そうすると、これも実際そうですし、先ほど課長が5,000万以上は年に1件か2件はそういう方式でやっていますということで、全部がそういう形、同じ建設事務所の職員を充てているという理解でいいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、総合評価落札方式を採用するかどうかにつきましては、庁内で組織します審査委員会の中で選定をいたします。その中で、先ほど会津若松建設事務所の方をお願いしているという件でございますが、この実際の公告の内容とか、入札の仕方について意見をいただくというようなことになっております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 先ほど来、会社の技術力、技術者の技術力、地域貢献度ということで説明いただいているのですけれども、その根本的な基準というのはどういったところから算定しているのか伺いたいと思います。

それで、工事实績、会社、個人等々ということで説明いただきましたけれども、それについて詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、評価の内容でございますが、大きくは3つでございます。企業の技術力、技術者の技術力、地域社会に対する貢献度ということでございます。この中身でございますが、これの内容につきましては平成21年度から採用している内容でございます。この中身につきましては、ある程度国のほうから通知なりを来ておりますので、その評価項目につきましては、国から示された内容等も参考にしながら決めたものでございます。

あと、点数につきましては、その中で加算点を何点にするというようなところを各項目ごとに配点をしているという内容でございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） 国から示されているというのは、それは公共工事、こういった物件の同等工事を何本かやっていると、結局2021年というのは去年からということですよ。その間に去年の段階での実績……

〔「平成21年」と言う人あり〕

○5番（堤 信也君） ごめんなさい。ということは、その段階でそういった実績等々のやつがあって、そこでの技術点数、そういったところから会社の実績、あと技術者の技術力の実績、そういった基準点が出てきていると思うのですけれども、その辺について詳細を分かれば、国から示されています、ではこの3件入りましたけれども、この3件はこういった物件の中で、これだけの点数を持っていますという実際の数字が出てきているということの判断でよろしいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、評価の基準の内容を少し詳しく申し上げたいと思います。

まず、企業の技術力のほうでございますが、そこの中には施工能力、さらには工事の実績というのがございます。まず、施工能力でございますが、ここにつきましては過去10年間におきまして同種、さらには類似の工事をしたものがあるかどうかということでございます。あと、工事の成績につきましては、過去4年間に福島県の発注の同種、類似工事において、工事の成績評定が80点以上の実績があるかどうかというのを参考しております。

続きまして、同じく今度は技術者の技術力でございますが、これも同様に、まず施工能力、工事実績等もございますので、それも同じく過去10年間の実績と過去4年間の県の発注の実績において評価するという内容を採用しております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 堤信也君。

○5番（堤 信也君） ということは、80点以上ということで今説明ありましたが、80点以上であっても工事そのものの点数は点数制で出ているはずなのです。県であったり、国であったりの工事の場合。そういった部分で80点以上と、大まかな優良可でいけば良という形になるのでしょうか。そういった中で恐らくこの3社であれば80点以上の点数は取っているはずなのです。その中で、詳細で、この業者についてはこういった類似物件の中で、この工事はこのくらい取っていますよと、その辺の評価もあっての判断なのか。それで、先ほど説明の中で技術者をつけられると、要は現場代理人、主任技術者、それプラスアルファで技術者が有資格者であって、技術力の高い人間がそこに配置できるという、低入での場合、そういった部分が条件でついてくるのでしょうか。そういった中でも現場代理人であったり、主任技術者、それプラスアルファで技術者の中での実績、当然会社の工事実績プラス現場代理人とか現場責任者の数字も出てきますよね。点数で表示されているはずなのです。その辺の部分についても評価の対象になっているのか、またそれ評価を本当に行っているのかどうか、その辺の説明だけお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、先ほど私が評価の基準を申し上げましたが、これにつきましては必ず企業のほうからそういった証拠の書類を確認をしておりますので、そういった工事の実績、さらには評価の点数の確認をもって評価をしているということでございます。技術者につきましても同様に、そういった書類を基に確認をしているということでございます。以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） これは、結果報告ということですが、これずっと見てみますと、要はこの入札結果なのですが、この3名の業者、いわゆる3名の業者が調査基準価格を下回ったということで低入札価格の調査制度、これを取り入れたということなのでしょう、これは。まず。いかがですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、3社がその基準価格を下回ったということではなくて、1社が下回ったということでございます。

申し訳ございません。すみません。今のちょっと訂正させていただきます。調査基準価格を下回った業者につきましては複数おりますが、調査をしたのをその中で一番低い価格をもって入札としたものを調査するという調査をしたということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午前11時46分）

---

再 開 （午前11時47分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

○総務課長（國分利則君） 大変失礼いたしました。改めて説明させていただきたいと思っております。

まず、今回この調査対象になりましたのは東北入谷まちづくり建設でございます。この業者につきましては、入札額がまず調査基準価格を下回ったということでやっております。実際に調査いたしますのは、最終的にその評価値を計算いたしまして、順位の1番、いわゆる入札の、落札の候補となるところでございますので、今回1番となりました東北入谷まちづくり建設のほうを低入札の価格の調査ということで、対象ということで調査をしたということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 東北入谷まちづくりが下回ったとするならば、会津土建も下回っているのです。だから、全部下回っているのではないですかと聞いているのです、私。全然回答になっていないのではないの。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、先ほど申し上げたとおり、この基準の価格につきましては非公表となっておりますので、申し訳ございませんが、正確な数については答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 私金額を聞いているのではないです。3社が下回ったのではないですかというのを聞いているだけなのです。だから、調査基準価格は要綱にもこれ書いてあります、みんな。非公表と。今まで説明していると、国、国と言いますが、実施要領があるのですから、要領に従ってやるのです。国の範囲の中で要綱をつくるのです、要領を。町の例規集の中を言わないで、国、国と言ったって何もならないです。最低調査対象工事となったのは、下回ったから、なったのです。そこをちゃんと知らないから、いつまでたってもらちが明かないの。そうでなかったらば、一般競争入札であれば、予定価格と最低制限価格を設けて、その範囲の中で一番安いものの人に落ちるとというのが最低制限価格の入札制度の方式でしょう。これは、低入札価格調査制度なのです。だから、ここを説明しないから、分からなくなるのです。ましてや透明性がないのです、これ非公表ですから。何をもち、であればこの1番という順位が、入札価格で見れば1番と3番が入れ替わっている、真ん中。そこがはっきりしないの。課長の言っていることは、全然みんなに聞いてもらえないのだ、はっきり言って。もう少しこの具体性をちゃんと知らないから、だから要領に書いてあるのだから、要領どおりに言えばいいのです。要綱ですか、要領だな。21年の施行です。試行要領あるのです。だから、そこら辺をもう少し事務方ですから、きちんと議会の人々が納得できるような説明をお願いしたい。どうですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 大変説明不足で申し訳ございません。

まず、要領でございますが、町の低入札価格調査事務処理試行要領というのがございます。これに基づいて行っております。まず、そこが1点でございます。その中で、第5条で調査基準というのがございます。低入札価格調査制度における調査を行う基準は、総合評価要領第6条第1項に規定します評価値の最も高い者が行った入札価格が、調査基準価格に満たない場合とするということですので、今回その対象となったのは株式会社東北入谷まちづくり建設がその対象になったということで、低入札価格の調査を行ったということでございます。

透明性というようなことでございますが、やはり確かに議員おただしのように透明性の確保という観点からは、この資料の中からではなかなかここが1位ということは判断できないだろうというご指摘だと思いますが、その中身につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、今行っております入札制度の改革の中でぜひこの点もより透明性が確保できるような制度に改めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 1点だけ確認します。今までいろいろ話出ましたけれども、低入札価格調査までやって、この価格で落札、大丈夫だということなので、この契約金額については増額等の変更はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 現段階では変更契約等ないものと考えております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） ここまで価格調査をしたということについては、一般的に考えて、もうこれで通常の落札価格で安い方に落ちるといったものと違って、調査までして、この法人に対して、この額でやれるということを確認したから、低入札価格の調査をして、1番にしたわけですね。ですから、通常その設計なり、それこそ図面持って、中を熟知した業者がやるのであれば、増額というのはもうあり得ないと一般的には理解するのです。だから、その現時点ではというのは、結局今までも工事変更、変更で、安くは取ったけれども、増額、増額で、そういったことが町民の中にも不信感として出てきているというところで、きちっと入札制度をやったならば、やはりこれでいくのだということの確信を持って臨んでいただきたいので、そこを答弁いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 工事ですので、突発的に何かということもあろうかと思っておりますので、ちょっと明言ができなかったところではありますが、今現段階で、今この設計の内容で進めるに当たりますとは、この金額で進めていきたいと考えております。特に変更ということでは現段階では見込めないといえますか、突発的なことがない限りはこれで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 今課長の答弁の中で、設計に基づいて業者の方はきちっとやるのでしょうかけれども、その設計と現場が合わないということも出てくれば、この業者の方がきちっと施設を理解しているということのメリットもあるということでの落札なわけですから、設計が変更になるとか、大きな変更になるとかというのはちょっと想定しにくいと思うので、その辺はしっかりやっていただきたいというのも変ですが、再度やはりこれはこのままこれで進むべきというふうに考えているので、繰り返しになりますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 新鶴庁舎できましてから、先ほども申し上げましたが、20年以上たっておりますので、現段階で設計しているものにつきましては、この金額で変更なく進めていきたいと考えております。ただ、20年以上たっておりますので、本当に何が起こるか分からないかなとい

うところもございますので、今のところではこういった変更契約がないような形で進めていきたいという考えだということでお話し申し上げたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

間もなく昼食の時間となりますが、本日の審議日程が全て終了するまで延刻したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） それでは、進めさせていただきます。

---

○議案第53号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、議案第53号 会津美里町郷土資料館（仮称）施設備品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里さん。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第53号 会津美里町郷土資料館（仮称）施設備品

購入契約についてご説明いたします。

議案書 5 ページ、提出案件資料 2 ページ下段、提出案件参考資料 3 ページを御覧ください。本案は、会津美里町郷土資料館（仮称）施設備品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、会津美里町郷土資料館（仮称）施設備品購入。契約の内容といたしましては、中量棚144台です。

契約の方法は、指名競争入札であります。

契約金額は、2,068万円です。

契約の相手方は、福島県会津若松市中町1番4号、株式会社栄町オサダ、代表取締役、武藤義榮であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 1点なのですが、これは備品購入だけですけども、棚については設置、固定も必要かと思うのですけれども、そういった設置も含む契約なのか、単なる物だけを購入する契約なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、この棚につきましては設置も含めた契約でございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 設置というのは置くだけでなく、固定する、床、天井等、結局物を上げるので、安全も確保しなければならないので、そういう固定を含めた設置ということもここに入っているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今ほど野中議員がおっしゃったとおり、固定も含めたものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 1点でお願いします。これは、契約方法が指名競争入札、この設備関係、今回もなのですが、以前にも何回かあったのですが、辞退というのが4社、過半数なのです。これは、入札そのものについては問題ないのかもしれませんが、この辺は検討する余地があるのかなと思います。いろいろな事情で業者の方が辞退するのはやむを得ないにしても、やっぱり指名する考え方とし

て、この部分については検討を要する必要があるのではないかと思いますので、見解をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今回の指名業者につきましては、7社の指名ということで、予算規模等からしまして7社が妥当かということで、7社の指名になっております。そのうち4社が辞退したということですが、特にメーカー指定や閲覧期間が短いとか、そういった問題もあったとは考えておりませんが、閲覧期間や入札通知から執行までの期間等もきちっと日にちも取っておりますし、特に問題があったとは考えておりません。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 担当課ではそうでしょうけれども、本来の競争入札のほうからすれば、もう少し事前に、やっぱり真剣に参加していただけるような、業者がこれ以外なければ仕方ないのですけれども、もう少し、この結果を見れば、くどいようですけれども、改善する余地があるのではないかなと思うので、再度答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、ただいまのご質問でございますが、7社の選定に当たっては、指名選考委員会等を経てやっておりますので、そういった際にこちらから、担当課としても、こういった取扱業者について広く検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和3年会津美里町議会定例会7月会議を散会いたします。

散 会 （午後 零時04分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 根 本 謙 一

議 員 根 本 剛